

品目団体輸出力強化緊急支援事業 Q&A

令和7年1月27日作成

【間接補助事業者の要件について】

※、間接補助事業者とは、交付決定された認定品目団体等を指します。

1. 実施要領第3の2の(1)のイの(ア)において「輸出促進法第43条第2項に規定する業務（以下「輸出促進業務」という。）を行う団体であることが、輸出促進業務に関する規程（以下「業務規程」という。）等により確認できること」とあるが、業務規程がない場合は、定款など別の規程で代替することは可能か。

業務規程を新たに作成していただくことが望ましいですが、既存の定款や規程等に必要事項が全て記載されている場合は、それらを業務規程として代替することが可能です。判断に迷う場合は、あらかじめご相談ください。

【事業実施について】

2. 事業実施報告書には、どの程度詳細な記載が求められるのか。

事業実施報告は、事業実施計画の単なる上書きではなく、実施要領でも「具体的な実施内容（実施時期、回数、参加事業者など）がわかるように作成」としてあり、何を、いつ、どこで、どのように、誰を対象に、どの構成員からの協力を得て、実施したのか、具体的な内容がわかるように記載してください。

3. 活動内容報告書、出張報告書は必要か。

必要です。事業実施状況の報告（参照：実施要領 第11の1）の際、活動及び出張内容が分かる報告書（様式は任意）を添付してください。

4. 令和7年度当初予算概算要求「品目団体輸出力強化支援事業」との関係いかん。本事業（令和6年度補正予算「品目団体輸出力強化緊急支援事業」）に採択された場合、「品目団体輸出力強化支援事業」には申請出来ない等の制約が課されるのか。

本事業と「品目団体輸出力強化支援事業」について、「品目団体輸出力強化支援

事業」が、令和7年度事業として認められ予算が成立した場合、両方申請することは妨げません。

なお、申請時に、両方に申請する必要性や理由等について、説明を求めることがあります。

5. 「品目団体輸出力強化緊急支援事業」と「品目団体輸出力強化支援事業」の両方を申請する場合、後から申請した事業の事業目標は、先に申請した事業目標を上回る必要があるのか。

本事業における、目標は（1）輸出額、輸出量、輸出額または輸出量増加割合（目標年は原則2025年）又は（2）各事業メニューにおける成果目標の選択制となっています。

（1）を選択した場合、目標年である2025年の成果目標達成に向け、必要な取組を行うのであれば、成果目標の変更は必須ではありません。

（2）を選択した場合は、事業を活用した取組毎の目標を記載することとなりますので、新たに目標を設定する必要があります。

6. 実施要領第8の4（3）で、他の者に委託を行う際は、「原則として、当該委託契約に伴う全ての権利を補助事業者に帰属させるものとする」とあるが、例外になるのはどのようなケースか。

本事業により得られた成果については、補助事業者に普及・啓発に努めていただきますが、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合も、補助事業者には同様に努めていただきます。このため、「原則として、成果物の著作権など委託契約に伴う全ての権利を補助事業者に帰属させる」と規定しています。

一方、本事業の中で、研究事業などを委託し、委託先が発明等を行い、特許権等が発生した場合には、委託先が成果物の普及等に関して条件を遵守すれば、特許権等は委託先に帰属させることが可能です（実施要領第15を参照）。このような場合が、上述の規定の例外となります。委託契約に伴う権利の取扱は、事業開始前に、委託先とよく協議・調整を行っていただくようお願いします。

【事業内容について】

7. 公募要領別表1の第1事業内容に記載されている「事業実施主体が業界を取りまとめ」とは具体的にどのようなことを行えば良いのか。

間接補助事業者が、構成員の要望等を把握の上、事業を企画し、計画を作成していただく必要があります。構成員が個別に作成した事業計画を取りまとめてそ

のまま提出する等はこれに該当しないと考えています。

8. 対象品目は、認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定を受けた品目あるいは認定団体として認定を受けることを目指している品目だけか。

本事業の対象品目は、原則として、認定農林水産物・食品輸出促進団体の場合は認定を受けた品目、認定団体を目指している団体の場合は認定申請を予定している品目（以下、両品目を認定申請品目等という。）です。

なお、認定申請品目等以外の品目も含めてプロモーション等を実施した方が、認定申請品目等の輸出拡大に向けて、より効果的であることが明確な場合で、他の団体が当該品目を認定申請品目等として輸出促進活動を行っていない場合は、認定申請品目等以外の品目を含むことを妨げません。ただし、他の団体の認定申請品目等であっても、当該認定団体と相談し、了解が得られた場合や連携して行う場合は、この限りではありませんので、認定申請品目等以外の輸出重点品目について、事業での取扱いを希望する場合は、事業実施前に農林水産省にご相談ください。

9. 事業の対象国・地域は、輸出拡大実行戦略で特定されたターゲット国・地域のみか。

公募要領別表1の第1の1において「事業実施主体が輸出拡大に向け重点的に取り組む国・地域」と記載しているように、本事業では、事業実施主体が重点的に取り組む必要があるとした国・地域を対象とします。

なお、令和6年度補正予算の事業では、10「ジェットロ又はJFOODOとの連携強化推進」の取組は「新市場の需要開拓に資するもの」となっているのでご注意ください。実施要領、実施規程、本Q&Aの間18もご参照ください。

10. 特定の産地・事業者のPRや、個々の産地の商標登録、偽装防止対策を行ってよいのか。

<PRについて>

特定の産地・事業者のみの輸出拡大を目的としたPRについては補助対象外です。ただし、日本の多種多様な産品・商品を紹介する一環として、産地・事業者のPRをする等、オールジャパンでの輸出拡大を目的とした取組であれば、補助対象となります。

<商標登録について>

個々の産地・事業者の産品・商品の商標登録は、補助対象外です。

<偽装防止対策について>

当該産地・事業者の産品・商品が他国産品に模倣されることで、日本産全体の

毀損や評価低下につながっている場合は、補助対象とします。

11. 公募要領別表1の第1の3「業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等」は生産現場など一部分野の課題解決でもよいのか。また、特定産地、事業者のみを起用した実証でも構わないのか。

取り扱う課題については、その解決によって当該品目全体の輸出拡大につながるものであれば、生産現場など特定分野の課題であっても問題ありません。

また、実証等の実施にあたり、特定の産地や事業者のみが実証等の対象になることは当然考えられますが、その成果が、同じ分野内の他産地や他事業者に広く裨益するのであれば問題ありません。

間接補助事業者は、実証等の結果を構成員が広く活用できるよう、積極的な情報発信や勉強会の開催など普及に努めるようお願い致します。

12. 公募要領別表1の第1の2「海外等におけるジャパンプランドの確立」におけるプロモーションと4「海外等における販路開拓活動」におけるプロモーションの違いは何か。

2におけるプロモーションは、日本産農林水産物・食品の認知度向上やブランド力向上に向けて行う広告宣伝、情報発信等を指しています。

4におけるプロモーションは、販路開拓を目的とし、輸出額の増加等に直結する取組を指しています。

13. 公募要領別表1の第1の4「海外等における販路開拓活動」の「海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行う専門家」は必ず海外に配置しなければならないのか。

また、7「輸出手続や商談等の専門家による支援」の専門家との違いは何か。

<配置について>

「海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行う専門家」は、海外における販路開拓・需要拡大・品質管理等を行うことが可能であれば、配置する専門家の国籍、居住地は問いませんので、必ずしも海外に配置しなくても構いません。

<4と7の専門家との違いについて>

また、4の専門家は、海外における販路開拓活動をサポートする者、7の専門家は、間接補助事業者の構成員等に対する輸出手続や規制対応等の相談対応を行う専門家を想定しています。

なお、7の専門家も国籍、国内在住か否かは問いません。

14. 公募要領別表 1 の 5 (1)「業界統一規格等の策定・普及」における業界統一規格とは、全ての構成員が一律に遵守しなければならない規格を指すのか。また、輸出先国・地域やバイヤーが求める条件とあるが、それ以外には認められないのか。

本事業で言う「業界統一規格等」は、輸出先国・地域やバイヤーが求める条件等のうち、間接補助事業者が、関係者が一体となって対応するべきと判断し、規格、マニュアル、ガイドライン等を策定しているものを指します。

これらの内容は、輸出先国・地域やバイヤーごとに異なり、生産、輸送、販売の全ての段階に関する内容とはならない（例えば、B 国向けの輸出品の栽培における農薬使用に関する基準など）可能性も当然あることから、必ずしも全ての構成員に遵守を一律に強制する規格とする必要はありません。

また、相手国バイヤーから明示的に求められている条件に限らず、間接補助事業者が、輸出拡大に向け戦略的に必要だと判断した内容についての規格等の策定・普及も補助対象とします。

15. 公募要領別表 1 の 5 (2)「業界統一規格等の現場導入に向けた認証取得等支援」の取得支援対象は、業界で統一的に取得することにした認証だけなのか。

間接補助事業者が構成員に対し、業界統一規格、団体推奨規格、マニュアル、ガイドライン等で構成員に取得する必要があると示した認証のみが支援対象です。

16. 公募要領別表 1 の 6 「国内事業者の水平連携に向けた体制整備」の水平連携とは何か。

本事業で言う水平連携とは、輸出に関わる関係者同士の連携のことであり、同業種同士（生産者同士、輸出商社同士等）、異業種同士（生産者と流通業者の連携など）は問いません。

支援対象として、例えば、複数産地で取り組むリレー出荷の実現に向けた検討会・勉強会の開催や、海外バイヤーが求める量を 1 事業者では満たせない場合、同一産品を輸出する国内事業者を探すための情報データベース（国内輸出商社や産地ごとの取扱品目、出荷可能時期、有機対応か否かなど）の構築、これまで商談会に参加した海外バイヤー情報のデータベースの構築などが想定されます。

17. 公募要領別表 1 の 8 「新たな輸出先国・地域の開拓に向けた調査及び輸送試験」の「新たに輸出拡大が見込まれる輸出先国・地域」の定義とは何か。

間接補助事業者が取り扱う品目について、業界全体として、これまで主要なターゲット国・地域としてこなかったものの、更なる輸出拡大に向けて、間接補助事業者が、今後重要性が増す市場として選定し、新たに輸出促進活動を行う必要

があると判断した国・地域のことです。その際、必ずしもこれまでの輸出実績がゼロである必要はありません。

また、今まで輸出実績がある国の新たな輸出先地域に対する調査及び輸送試験等も補助対象となります。

なお、品質の維持・管理を目的とした輸送試験等を行う場合、コールドチェーンを確保するため、国内外の冷蔵施設等の賃借料も補助の対象となります。

18. 公募要領別表1の10「ジェットロ又はJFOODOとの連携強化推進」への応募要件が「新市場の需要開拓に資するもの」となっており、国・地域が挙げられているが、例えば香港は本取組の対象外か。また、申請する1取組について、「新市場」と非「新市場」両方の国・地域を対象としてもよいか。

香港の、日本食以外の料理を扱う外食店や日系企業以外の小売店、流通事業者等の非日系の商流で取組を行うのであれば、対象となります。また、取組の中に「新市場」が含まれているのであれば、対象となります。また、事業終了には「新市場の需要開拓に資する」取組を行ったか確認するので、事業実施期間中に確実に実施するようにしてください。

19. 他の間接補助事業者と連携して実施してもよいか。

他の間接補助事業者と連携して取組を実施することは可能です。連携して実施する場合、応募前に連携先の間接補助事業者と、取組内容や予算の計上（二重計上としないようにすること。また、一般的には旅費規程は自分の団体の会員分しか支払えないようになっているため、それぞれの団体で旅費を計上する等。）等について事前に話し合ってください。

【対象となる経費について】

20. イベント中止などをやむを得ない理由によるキャンセル料金は経費として計上できるか。

「国からの渡航禁止令」、「主催者によるイベント中止」などやむを得ない理由で旅費等のキャンセル料が発生した場合は、補助の対象です。事業実施者の自己都合・判断による旅費等のキャンセル料は補助の対象外です。

また、やむを得ない理由での、イベントの中止や開催国の変更等に伴い、事業目的、成果目標の変更がある場合は、変更の届出「事業実施計画等変更承認申請書」の提出が必要です。

21. 本事業による出張において、自主事業に関する出張が混在している場合、旅費は補助対象になるのか。

旅費において、「往復路におけるこの事業と関係のない国・地域への立ち寄り、滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は補助対象から除く」としています。このため、本事業に要する出張と、間接補助事業者又は構成員の自主事業に要する出張が混在する出張の場合、自主事業に要した経費は除いたものが補助対象となります。

① 本事業の出張地 A より先に自主事業の出張地 B に立ち寄る場合

出発地（出張者の居住地、在勤地、事業実施主体の所在）から B に行く旅費は補助対象外です。B から A に行く旅費は補助対象です。A から出発地に戻る旅費は補助対象です。ただし、B から A に行く旅費については、出発地から直接 A に行く旅費と比較して安い方を上限とします。

② 本事業の出張地 A の後に自主事業の出張地 B に立ち寄る場合

出発地から A に行く旅費は補助対象です。A から B に行く旅費は補助対象外です。B から出発地に戻る旅費も補助対象外です。

出張地 A,B が同一都市内であっても同様に適用いたします。

22. PCR 検査、査証は対象経費か。

補助事業の実施に当たり、相手国に入国する場合に求められる PCR 検査等の費用（証明書発行料金含む。）については、補助事業遂行に必要なものである（入国しないと商談や調査・研究等補助事業が行えないと判断できる場合）ため、補助対象経費です。

ただし、補助事業での相手国への入国等、真に必要なものに限り、補助事業に要する補助率を適用します。

事業実施状況の報告（参照：実施要領 第 10 の 1）の際、検査したことを示す領収書や相手国の公的機関などに提出する証明書の写しを添付していただくこととなります。

査証については、間接補助事業者の職員が、補助事業の実施に当たって取得する場合、補助対象とします。なお、調査・研究等を目的とし、間接補助事業者が契約した専門家、有識者、講師等については、当該渡航において、間接補助事業者の依頼した活動以外は一切行わない場合、職員と同等とみなし、補助対象とすることができます。ただし、間接補助事業者が依頼した場合でも、当該渡航において、当人及び当人の属する組織に利益が生じるような、日本産農産物・食品の販売や商談等を行う場合は補助対象外とします。判断に迷う場合は、個別にお問い合わせください。

パスポートの取得に要する経費は補助対象外です。(参照:公募要領第7の15)

23. 偽装防止対策の具体的な対象経費は何か。

調査及び権利行使等を実施する国において、対象産品・商品に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権を保持しているか、ライセンス許諾を受けている場合に行う、以下の1～5の取組に係る経費が対象となります。

1. 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための調査費用（サンプル購入費、や鑑定費を含む）
2. 調査結果に基づく、模倣品業者への警告文作成、行政摘発
3. 調査結果に基づく、模倣品販売ウェブサイトの削除申請、税関登録、税関差止請求等
4. 自ら提起する係争活動（異議申立、無効・取消審判、訴訟）及び和解に要する経費（係争の結果支払うこととなった損害賠償額、和解金、拒絶査定不服審判及び商標買取費用は除く）
5. 1～4にかかる代理人（調査会社、弁護士、弁理士等）費用

24. 出展する海外見本市・展示会に関する制約はあるか。また、自治体やJETROが補助事業を活用して行う見本市等への出展に本事業を活用することは可能か。

出展する見本市・展示会に制約はありません。

ただし、国の補助事業については、全く同一の取組に要する経費として、複数の事業の補助を受けることは、二重補助として禁止されています。

このような二重補助に当たらない内容かつ、自治体やJETRO等の主催者が定める要件や制限等に抵触しない場合、本事業の活用が可能です。

25. 輸送保険、PL保険、海外見本市等参加に係る損害賠償保険は対象か。

補助対象です。

26. 間接補助事業者が、PRや販売実証等に用いる試食用食材等（サンプル）を調達する際、市販されているものを調達してもよいのか。

本事業において配布するサンプルは、間接補助事業者が、市販品ではなく、PRや販売実証等に参加する間接補助事業者構成員（生産者、メーカー等）から直接調達すること等を想定しています。しかし、調達先が「補助事業における利益等排除の考え方」に規定されている（1）間接補助事業者自身、（2）100%同一の資本に属するグループ企業、（3）間接補助事業者の関係会社でなければ、やむを得ない事情がある場合に限り、市販品を調達することも可能です。

27. 米国の ESTA など電子渡航認証システムの申請料金は補助対象となるか。

公募要領の第7「申請できない経費」の15において、「査証もしくはパスポートの取得又は個人の傷害保険等任意保険の加入に要する経費（応募者の職員が事業実施に必要となる査証等の取得は除く。）」と記載している通り、応募者の職員に限って、事業実施国の入国に査証等（電子渡航認証システムを含む）の取得・申請が必須であれば、その費用は補助対象となります。

28. 事務所の賃借料は対象か。

公募要領の別表2の「賃借料及び使用料」の欄に「事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。（事業実施主体が所有するものを使用する場合を除きます。）」と記載しているとおり、本事業を実施するために直接必要で、間接補助事業者が所有しておらず、本事業の対象として明確に区分できる場合は、事業実施期間内において、補助対象となります。区分可能か等を十分に確認する必要があるため、必ず事前にご相談ください。

29. パック旅行の場合、航空費、宿泊費等の内訳を提出できないが補助対象となるか。

公募要領の別表2の「旅費」の欄に、「交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用する等、経費の節減に努め、(略)」とパック利用を推奨しています。パック旅行の場合は、それぞれの内訳は不要です。

30. クレジットカードで外貨決済をした場合のレートは、カード会社からの請求書に記載されたレートを使うべきか、それとも支払いが発生した日のレートを使うべきか。

補助金は実費精算、つまり、実際にかかった経費分を補助することが基本となるため、クレジットカードで外貨決済をした場合は、請求書に記載されているレートで計算し、精算することになります。

31. クレジットカードで支払いをした場合、支払いをした日から1月程度遅れてカード会社から紙の請求書が送られてくるため、3月の支払い分の請求書(証憑書類)が額の確定までに間に合わない可能性があるが、どのように対応したらよいか。

補助事業者は3月下旬までに証憑として提出がきるように、クレジットカードのWEB明細の利用(スクリーンショット)や、3月中に紙明細が受け取れるよう

早期にカード決済をするなど対応してください。